指定居宅介護支援重要事項説明書

厚生労働省令に定められた規程に基づき、当事業所が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業所の概要

（１）名称等

名　称	社会福祉法人河津町社会福祉協議会（指定居宅介護支援事業所）
所在地	〒413－0504 静岡県賀茂郡河津町田中２２６番地
電話番号	０５５８－３４－１２８６
法人名称	社会福祉法人河津町社会福祉協議会
代表者職名	会長
代表者氏名	土屋　雅之
管理者氏名	鈴木　真由美
介護保険事業所番号	２２７０１０００３１
指定年月日	平成１１年８月１日
交通の便	伊豆急河津駅より東海バス役場前バス停下車 もしくは徒歩 20 分
サービスを提供する通常の実施地域	河津町全域
営業日	月曜日～金曜日　但し、国民の祝日及び１２月２９日～１月３日までを除く
営業時間	８：１５～１７：００ ＊上記営業時間外は電話（080-6927-8771、080-6927-8689）により 24 時間連絡できる体制を確保し、かつ必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保しています
第三者評価の実施状況	あり　・　(なし)

（２）職員の体制

職　種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	１人	常勤　専従　０人 常勤　兼務　１人	主任介護支援専門員
介護支援専門員	２人	常勤　専従　１人 常勤　兼務　１人	介護支援専門員 主任介護支援専門員

２．居宅介護支援の概要

（１）居宅介護支援の内容

項　　目	内容、方法等
要介護認定等の申請代行	利用者の要介護認定等に係る申請に必要な手続きを行います

2025/12/22

居宅サービス計画の作成	利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を考慮し、同意を得て居宅介護支援契約締結後、３０日以内に作成します
居宅サービス計画作成後の管理（居宅サービス計画の変更等）	利用者、その家族、サービス提供事業者等との連絡を継続的に行い、計画の実施状況の把握に努め、必要に応じて計画の変更やサービス提供事業者等との連絡調整などの便宜を図ります
サービス提供事業者及び医療機関との連絡調整	計画の実施状況の把握に努め定期的に連絡調整を行います
介護保険施設への紹介	利用者が介護保険施設の利用を希望した場合には、関係施設の紹介等を行います

（２）居宅介護支援の利用に当たって

項　　目	内容、方法等
サービス提供困難時の対応	サービス提供が困難となった場合は、他の同様な事業者を紹介するなど必要な措置を講じます
サービスの質の向上のための方策	職員の研修等を行い資質を高め、サービスの向上に努めます
介護支援専門員を変更する場合の対応	利用者が介護支援専門員の変更を求めた場合には、他の介護支援専門員に関する情報を提供します
守秘義務	正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者やその家族の秘密を保持します 又、従事者が退職後もその秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます
事故発生時の対応	速やかに保険者、利用者の家族等、主治医や医療機関等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます

（３）ケアプランの利用状況について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。また介護サービス情報公表制度においても公表します。

３．利用料金

（１）利用料

原則として利用者には利用料を請求しません。

ただし、利用者の被保険者証に支払方法変更（規則第 101 条第 1 項）の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨）があったときは、１か月につき下記の金額を頂きます。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

利　用　料	要介護１・２	１０，８６０円
	要介護３・４・５	１４，１１０円

＜加算等について＞

下記の条件を満たした場合には、上記料金に下記の料金が加算、減算されます。

加算項目	加算内容	加算・減算料金（月額）
初回加算	新規利用者又は要介護状態が２段階以上変更となった月、若しくは２か月以上利用を停止し利用を再開した月に加算	３，０００円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が入院したその日のうちに、介護支援専門員が医療機関を訪問又は訪問以外の方法で必要な情報提供を行った場合に加算	２，５００円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、介護支援専門員が医療機関を訪問又は訪問以外の方法で必要な情報提供を行った場合に加算	２，０００円
退院・退所加算	退院又は退所される際に連携・情報把握を図った場合に加算（医療機関等におけるカンファレンスに参加した回数や有無により加算料金が変わります。）	４，５００円～ ９，０００円
特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）、（Ａ）	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」等厚生労働省大臣が定める基準に適合する場合に加算	１，１４０円～ ５，１９０円
ターミナルケアマネジメント加算	終末期の医療ケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上在宅への訪問等により、利用者の状態変化やサービス変更等の把握を行い、主治医等や居宅サービス事業者へ情報提供を行った場合に加算	４，０００円
業務継続計画未実施減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）を講じること	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

（２）交通費

通常の実施地域（河津町）にお住まいの方は、無料です。

通常の実施地域（河津町）以外にお住まいの方は、通常の実施地域を越えた地点から交通費（１キロメートルにつき５０円）を頂きます。

（３）その他の費用（要介護認定申請代行費等）

利用者に代わって要介護認定申請を代行した場合の費用は無料です。

（４）支払方法

利用者が当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払方法については、月ごとの精算とします。当該月の翌月１０日頃までに請求をしますので、月末までにお支払下さい。

お支払方法は、現金払い、金融機関口座からの引き落し、本会指定口座へ振込みの３通りの中から、ご契約の際に選択してください。

４．サービスの終了について

（１）利用者のご都合でサービスを終了する場合

利用者はいつでも契約を解約できますが、次の場合には、解約料を頂きます。

ア．契約後、居宅サービス計画作成段階途中で、利用者の申し出により解約した場合	要介護１・２	１０，８６０円
	要介護３・４・５	１４，１１０円
イ．市町村へ居宅サービス計画の届出をした後に解約した場合	解約料はかかりません	
ウ．その他解約により当事業者に不測の損害を生じさせる場合	アに準じた解約料	

（２）当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりこのサービスを終了させて頂く場合がございます。この場合は、サービスの提供終了１か月前までに文書で利用者に通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報を利用者に提供致します。

解約料はかかりません。

（３）自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

ア．利用者が介護保険施設に入院または入所した場合

イ．利用者の要介護認定区分が要支援または非該当（自立）と認定された場合

ウ．利用者が亡くなった場合

５．虐待の防止について

本事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

（１）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

（２）事業所における虐待防止のための指針を整備しています。

（３）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

（４）虐待防止に関する責任者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者　　管理者　　鈴木　真由美

2025/12/22

（５）サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

６．ハラスメント対策について

ハラスメントとは、相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つける、いじめや嫌がらせを示すもので、言葉や行動、態度によって、相手を精神的、身体的に苦しめる行為を指します。ハラスメントは、故意の悪意がなくても、受け取る側の不快感や不利益が成立すれば、ハラスメントとなります。事業所において、ハラスメントによる就業環境が害されることを防止するために、社会福祉法人河津町社会福祉協議会ハラスメント防止規程を遵守します。

７．衛生管理等について

（１）従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（２）当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

（３）事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね６ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

（４）事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

（５）従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

８．業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時に早期の業務再開を図るための体制整備計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。

（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

９．居宅介護支援に対する苦情

（１）苦情の受付

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、料金に関することなど、お気軽にご相談ください。

担　　当　　鈴木　真由美

電　　話　　０５５８－３４－１２８６

受付時間　　月曜日～金曜日　８：１５～１７：００

2025/12/22

（２）行政機関、その他苦情受付

苦情等の連絡調整を行う 第三者委員	渡辺　篤 河津町下佐ヶ野 0558-35-7420 長岡倫昭 河津町谷津　　0558-34-0716
河津町福祉介護課介護係 （保険者）	所在地　　河津町田中２１２番地の２ 電話番号　０５５８－３６－３２３２ 受付時間　８：１５～１７：００
静岡県国民健康保険団体連合会 （苦情相談窓口）	所在地　　静岡市葵区春日２丁目４番３号 電話番号　０５４－２５３－５５９０ 受付時間　９：００～１７：００

令和　　年　　月　　日

（事業者）

指定居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地　　静岡県賀茂郡河津町田中２２６番地

名　称　　社会福祉法人河津町社会福祉協議会（指定居宅介護支援事業所）

説明者　　㊞

（契約者）

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

住　所　　静岡県賀茂郡河津町

氏　名　　㊞

私は、契約者の意思を確認したうえ、署名代行しました。

（上記代理人）

（署名代行者）

住　所

氏　名　　㊞

（続　柄　　）

（注）代理人とは、本人とともに重要事項の説明を受け、内容を確認し、緊急時などに契約者の立場に立って事業者との連絡調整を行える方です。

（２）行政機関、その他苦情受付

苦情等の連絡調整を行う 第三者委員	渡辺 篤　河津町下佐ヶ野 0558-35-7420 長岡倫昭 河津町谷津　　0558-34-0716
河津町福祉介護課介護係 （保険者）	所在地　　河津町田中２１２番地の２ 電話番号　０５５８－３６－３２３２ 受付時間　８：１５～１７：００
静岡県国民健康保険団体連合会 （苦情相談窓口）	所在地　　静岡市葵区春日２丁目４番３号 電話番号　０５４－２５３－５５９０ 受付時間　９：００～１７：００

令和　　年　　月　　日

（事業者）

指定居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地　　静岡県賀茂郡河津町田中２２６番地

名　称　　社会福祉法人河津町社会福祉協議会（指定居宅介護支援事業所）

説明者　　㊞

（契約者）

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

住　所　　静岡県賀茂郡河津町

氏　名　　㊞

私は、契約者の意思を確認したうえ、署名代行しました。

（上記代理人）

（署名代行者）

住　所　　静岡県賀茂郡河津町

氏　名　　㊞

（続　柄　　）

（注）代理人とは、本人とともに重要事項の説明を受け、内容を確認し、緊急時などに契約者の立場に立って事業者との連絡調整を行える方です。